Ⅱ．Q&A（大量消費者向け）

※赤字は第２回のＱ＆Ａの内容を修正した箇所です。

No.	分類	質　　問	回　　答	備　考
1	目的	事業の目的及び趣旨は何か？	ＬＰガスを多く利用している県内消費者に補助金を支給することで、ＬＰガス価格高騰の負担軽減を図ることが目的です。	
2	申請	給付を受けるために手続きは必要か？	事務局へ申請が必要です。	
3	対象	対象期間の総使用量75㎥超の利用はどうやって確認するか？	LPガス販売店が発行する検針票、請求書、領収書等により、契約しているガスメーター単位で対象期間（令和7年1月から令和7年3月）の使用量の合計が75㎥超かどうか確認してください。	
4	対象	対象期間の「令和7年1月から」とはいつからですか？	LPガス販売店が発行する検針票、請求書、領収書等に記載されている使用期間のうち、令和7年1月の使用量が含まれているものを1月分とし、そこを起点として令和7年3月分までの3か月間の使用量を計算してください。（1月分の例：「12/17～1/16」または「1/17～2/16」等）	
5	転居	県内で大量にＬＰガスを利用していたが、申請までに県外へ転居する場合は対象になるか？	申請時点において、県内に居住もしくは事業所等を有していない方は対象になりません。	
6	対象	法人又は個人事業として、県内で大量にＬＰガスを利用していたが、申請までに廃業する場合は対象になるか？	申請時点において、県内に供給施設がない場合は対象になりません。	
7	対象	コミュニティガス（旧簡易ガス）の契約は対象か？	対象になります。	
8	対象	市役所や公民館等は支給の対象か？	「国・県・市町村」および「国・県・市町村から委託または補助等でＬＰガス料金が補填される施設の管理者」は対象になりません。ただし、施設の利用者がＬＰガス料金を全額負担している場合は対象になります。詳しくは、次頁「給付金事業における公的施設の取り扱い」をご参照ください。	
9	対象	メーターで使用量を管理しているが、高圧ガス保安法に該当する工業利用をしている先は本給付金の対象か？それとも高圧ガス購入者向け給付金の対象か？	本給付金や値引きの対象でなく、高圧ガス購入者向け給付金の対象です。	
10	申請	検針票や請求書等を紛失した場合は再発行できるか？	ご契約されているLPガス販売店へご相談してください。	
11	対象	（前提）事業者の場合 事務所部分はメーターにより管理されたLPガスを給湯等に利用していて、工場部分はタンクで供給を受けLPガスを利用している場合、値引きや給付金はどうなるか？	事務所部分は値引きの対象になり、また対象期間（令和7年1月から令和7年3月）の間の合計使用量がメーター単位で75㎥超の利用があれば給付金の対象にもなります。工場部分は給付金の対象になります。自身がどの給付金の対象か不明な場合は、契約のLPガス販売店へご確認ください。	
12	対象	大量消費していたが4月にLPガスを途中解約した。住所は県内のままで、現在は都市ガスを利用しているが対象か？	現在契約がない場合も、契約していたガスメーター単位で対象期間（令和7年1月から令和7年3月）に合計使用量が75㎥超であり、住所が県内のままであれば対象です。	
13	申請	大量消費のメーターが複数あり、それぞれの使用量について請求されている場合、メーターそれぞれについて申請が必要か？	メーターそれぞれについて申請が必要です。	
14	その他	給付金は、法人税や所得税の課税対象になるか。	本給付金は、通常の補助金・給付金と同様に、課税されることが考えられますが、課税対象となるかどうかについては、お近くの税務署や税理士にご確認ください。	
15	その他	給付金は、消費税の課税対象か。	給付金は、消費税の課税対象ではなく、消費税を含みません。	
16	申請	給付金の申請書で「ほかのLPガス価格高騰に係る支援や補助金などの交付を受けていません」とあるが、島根県からガスの値引きを受けている。申請できるのか。	申請できます。	